

生徒心得

(1) 校内生活

- ア 規定の服装を着用し、学生証を常に携帯して、本校の生徒であることを明らかにすること。
- イ あいさつ・会釈を励行し、礼を失しないように努めること。
- ウ 友人との交際は常に公正で、互いに他を尊敬すること。特に男女交際は清く、明朗であること。
- エ 持ち物には記名をし、貴重品等の管理は自己の責任において万全を期すこと。
- オ 携帯電話・スマートフォンの使用についてはマナーを守るとともに情報モラルを遵守すること。
- カ 教室の整理整頓に心がけ、私物を放置しておかないこと。
- キ 次の事項に該当するときは届け出ること。
 - (ア) 金品を紛失したり、拾得したとき。
 - (イ) 暴力、たかり、補導等を受けたとき。
 - (ウ) 施設設備などを破損したとき。
- ク 次の事項に該当するときは、届け出て許可を受けること。
 - (ア) 個人、グループで印刷物を発行したり、配布するとき。
 - (イ) 金銭を徴収したり、物品を販売するとき。
 - (ウ) 署名を集めたり、寄付行為をするとき。
 - (エ) 集会・会合などを催すとき。
 - (オ) 掲示・広告などをするとき。
 - (カ) 規定の服装ができないとき。
 - (キ) 校外に出る必要のあるとき。
 - (ク) 授業外で学校諸施設を使用するとき。
 - (ケ) 校内放送をするとき。
 - (コ) 火気を使用するとき。

(2) 校外生活

- ア 北高生として誇りと自覚をもち、品位ある行動をとること。
- イ 好ましくない娯楽施設や遊戯施設への出入りはしないこと。
- ウ 交通法規、交通道徳を守り、自他の安全を図ること。
- エ 「四ない運動」（免許をとらない、車を買わない、運転をしない、乗せてもらわない）を厳守すること。
- オ 次の事項に該当するときは、ホームルーム担任へ届け出ること。
 - (ア) アルバイトは原則として禁止とするが、特別の事情により、アルバイトをする必要があるとき。（但し、アルバイトの目的、仕事内容、期間、安全管理等については保護者と担任で十分に検討する。）
 - (イ) 学割を必要とするとき。

(3) 休暇中の生活

- ア 規律ある生活を送ること。
- イ 自主的に学習すること。
- ウ 部活動に積極的に参加すること。
- エ 健康を維持すること。
- オ 注意すべき事項は「生徒心得」に従うこと。

服装の規定

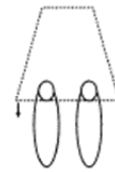
服装は生徒としてふさわしい端正で清楚なものを着用し、常に清潔であるよう心がける。

ア 詰め襟型制服

- (ア) 制服
黒の無地の標準型学生服、詰め襟で、所定の金ボタンをつけ、左襟に所定のバッジをつける。
- (イ) 靴下
白色、もしくはそれに近いもの。
- (ウ) 靴
スニーカー、ローファーまたはそれに準ずるもの。華美なもの、極端に底が厚いものや踵が高いもの、サンダル仕様のものは認めない。
- (エ) 上履
学校指定のスリッパ。
- (オ) 夏の服装
白無地の開襟シャツまたはカットシャツ。シャツの裾は、ズボンの中に入れる。
- (カ) 防寒着
高校生らしい、華美でないもの。セーター及びカーディガンの色は紺または黒とする。

イ ジャケット型制服

- (ア) 制服
 - a ジャケット
学校指定のもの。左胸にバッジをつける。
 - b ブラウス・カットシャツ
白の無地でギャザー等の装飾のないもの。襟は丸襟とする。前開きで、ボタンは白色。
 - c スカート
学校指定のもの。丈は膝頭下部から下とする。（右図参照）
 - d リボン
学校指定のもの



- (イ) 靴下
ストッキングはベージュ系色で無地、ソックスは白色、もしくはそれに近いもの。
- (ウ) 靴
スニーカー、ローファーまたはそれに準ずるもの。華美なもの、極端に底が厚いものや踵が高いもの、サンダル仕様のものは認めない。
- (エ) 上履
学校指定のスリッパ。
- (オ) 夏の服装
ジャケットは着用しない。シャツの裾は、スカートの中に入れる。
- (カ) 防寒着
高校生らしい、華美でないもの。セーター及びカーディガンの色は紺または黒とする。
黒タイツの着用は認める。

ウ その他

- (ア) 頭髪は端正であること。
- (イ) 衣替えの時期は原則として6月1日、10月1日とする。
冬服の上着は、その日の気温、体調、学校行事に応じて適宜、着用すること。
- (ウ) 装飾品等（ネックレス、ピアス、髪飾り（シュシュ等を含む）、マニキュア等）は認めない。
髪を留めるピン、ゴムは黒、紺、茶の単色に限る。
- (エ) 病気その他やむを得ない理由で規定以外の服装をしなければならないときは、生徒指導部に「異装届」を出して許可を得ること。

詰め襟型 制服

冬服



夏服



ジャケット型 制服

冬服



夏服



自転車通学規定

- 1 「自転車通学申請カード」を提出すること。
- 2 自転車通学をする者は、自転車後部の泥よけに交付されたステッカーをつけ、決められた通学路を
通って登下校する。
- 3 指定された場所に駐輪し、施錠しておく。
- 4 夕暮れ時には、早めに点灯する。
- 5 雨天時はカッパを着用する。
- 6 二人乗り、並進運転、傘さし運転は禁止する。
- 7 イヤホンによる音楽を聴きながらの運転や携帯電話を操作しながらの運転は禁止する。
- 8 道路交通法を守る。

以上、上記に違反した場合は、自転車通学を禁止することもある。

【諸届・許可願等提出先一覧表】

生徒が次の事項に該当するときは、届け出が必要である。

届 け 出 事 項	届 け 出 方 法	届 け 出 先
休学・転学・退学・復学をする場合 (保護者から)	休学・転学・ 退学・復学願	担任 → 教務部
欠席・遅刻 (保護者から)	電話	管理当番 → 担任
暴力・たかり・恐喝などを受けた場合	被害届	担任 → 生徒指導部
交通事故に遭った場合	交通事故報告書	担任 → 生徒指導部
補導などを受けた場合	口頭	担任 → 生徒指導部
施設設備などを破損した場合	口頭	担任 → 生徒指導部
金品を紛失・拾得した場合	口頭	生徒指導部
(独) 日本スポーツ振興センター・ (財) 岐阜県高等学校安全振興会などに 給付申請を行う場合	口頭	保健室
在学・卒業見込・通学証明書が必要な場合	口頭	事務室
自転車通学をする場合	自転車通学申請カ ード	担任 → 生徒指導部
学割を必要とする場合 (駅間の距離が 100 k m 以上であること)	学割交付願・	担任 → 生徒指導部 → 事務室
早退をする場合	口頭	担任
外出をする場合 (授業時間内) 公欠をする場合	外出許可証 公欠届	担任 → 生徒指導部 担任・教科担任・部顧問 → 教務部
転部・退部する場合	部登録カード	顧問 → 担任
アルバイトをする場合 (原則、禁止)	アルバイト届	担任 → 生徒指導部
規定の服装ができない場合	異装届	担任 → 生徒指導部
学生証の再発行を受ける場合	再発行願	担任 → 生徒指導部

生徒の政治的活動への対応に関する方針

1 学校の構内

(1) 授業時間内（日課内）・・・学校管理下

- ①対象時間帯は日課の開始時刻から終了時刻までで、授業間の休憩時間、昼休み、掃除、課題講座等の時間を含み、部活動のみが実施されている時間は除く。
- ②日課内の政治的活動・選挙運動は、学校教育上の支障があるため、また本校の政治的中立性を確保するために、禁止とする。

(2) 放課後等（日課外）・・・学校管理下

- ①対象は（1）の①に定めた以外の時間帯で、下校時刻まで。
- ②日課外の選挙運動は、本校の政治的中立性を確保するため、禁止とする。
- ③日課外の政治的活動は、適正な申請を行い、学校施設の物的管理・運営管理の上での支障をきたさないと学校長が認め許可した場合には、行うことができる。その際、以下の基準を満たすものであること。
 - ・外部の人物（本校の生徒以外）が参加しない活動であること
 - ・生徒同士が対等に話し合う活動であること
 - ・強引な勧誘、支持の強要を伴わない活動であること
 - ・他の生徒の学習活動・部活動等に影響を及ぼさない活動であること
 - ・他生徒や教職員、学校施設へ危害が加えられるおそれのない活動であること
 - ・施設の管理者として、施設と利用者の安全を確保できる責任者が立ち会える活動であること

(3) 休日等・・・学校管理外

- ①休日等の政治的活動・選挙運動は、行政財産（学校）の目的外使用許可にかかわる岐阜県公有財産規則第十五条の各号に該当しないため、禁止とする。

2 学校の構外

構外における政治的活動・選挙運動は、保護者の理解のもと、各人が責任をもって行うこととするが、関係法令等に抵触する活動については禁止とする。

3 違反への対応

- (1) 法の執行に関しては、関係機関に委ねる。
- (2) 生徒指導上の課題としてとらえた際に必要と考えられる指導を、本校の「生徒指導のガイドライン」にしたがって行う。